

○枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付規則

令和5年1月27日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、気候特性に配慮した省エネルギー性能等の技術基準を満たす次世代住宅を町内に新築又は購入する者に対し、その費用の一部を助成することにより、定住人口の維持・拡大及び子育てを担う世帯が安心して子どもを育て、快適に暮らせる住環境を推進するとともに、住宅分野における脱炭素社会に向けた取組として良質で安全な住宅の供給を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供するものとし、居室、台所、浴室、トイレ及び玄関を有するものいう。
- (2) 新築等 新たに建設された省エネルギー性能等の技術基準を満たす次世代住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）を取得することをいう。
- (3) 定住 枝幸町を生活の本拠として住民基本台帳に記録され、引き続き5年以上居住することをいう。
- (4) 子育て世帯等 助成金申請年度の4月1日時点において、18歳未満の子どもがいる世帯又は夫婦いずれかが39歳以下である世帯をいう。
- (5) 町内建築関連業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可を受け、町内に商業登記上の本店を置く法人をいう。
- (6) 住宅用太陽光システム 屋根又は土地（以下「屋根等」という。）へ設置した住宅用太陽光発電システム発電量が3Kw以上で、電力会社と受給契約を締結し得られた電力を自ら使用するものをいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 前条第3号に規定する定住ができる世帯等であること。
- (2) 前条第4号に規定する子育て世帯等であること。
- (3) 世帯全員が市町村税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号から第6号までに該当しない者であること。

(助成対象住宅)

第4条 助成対象となる住宅は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）による断熱等性能等級5及び一時エネルギー

一消費量等級6の基準を満たす新築等したもの。

- 2 助成対象者は、前項の性能基準を確認するため、第三者機関による証明書等の写しを町長に提出しなければならない。
- 3 助成対象となる新築等が完了したときは、省エネルギー性能等の技術基準の普及及び促進に向けた取組として、当該住宅の引き渡し前におおむね2日間以上の内覧会を一般町民向けに実施しなければならない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条の規定を満たす住宅を新築等する場合は、100万円とし、次の各号に該当すると認められるときは、各助成額を加算した額とする。

- (1) 町内建築関連業者が施工した場合 100万円
 - (2) 構造上主要な部分(柱及びはり等)に地域材(道産材)を利用した住宅の新築等した場合 50万円
 - (3) 住宅用太陽光発電システムを設置した場合 50万円
 - (4) 住宅を新築等した日から起算して1年以内に転入した場合又は、転入日から起算して3年以内に住宅を新築等した場合 50万円。
- 2 助成金の交付は、同一世帯(助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。))の属する世帯)につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第6条 申請者は、住宅の新築等の着手前に枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 助成対象住宅に居住する予定の者が町内に住所を有しない場合は、住所地の市町村税の滞納がないことの証明書
- (3) 定住誓約書(様式第2号)
- (4) 第三者機関による証明書等の写し(設計住宅性能評価書又はBELS評価書等)
- (5) 配置図、各階平面図
- (6) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで助成金の交付の可否を決定し、枝幸町次世代住宅建設支援事業進助成金交付(却下)決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、当該助成の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(助成事業の計画変更及び中止)

第8条 前条の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付変更・中止(廃止)申請書(様式第4号)に関係書類を添えて遅滞なく町長に提出しなければ

ならない。

- (1) 申請書等の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 助成事業を中止（廃止）しようとするとき。

2 町長は、前項第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで変更の承認の可否を決定し、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付変更・中止（廃止）承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（完了の期限及び実績報告）

第9条 交付決定者は、新築等が完了したときは、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて遅滞なく町長に提出しなければならない。この場合において、第7条第1項の規定による通知を受けた年度の3月末日を超えてはならない。

- (1) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
- (2) 第5条第1項第2号の規定による助成金の加算があるときは、産地証明書、購入材数量内訳等の写し
- (3) 第5条第1項第3号の規定による助成金の加算があるときは、太陽光発電システムの設置が確認できる写真及び電力会社との電力受給契約確認書の写し
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (5) 住宅の登記事項証明書

2 町長は、特に必要があると認めるときは、現地調査等を行うことができる。

（助成金の確定及び交付）

第10条 町長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、その結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査するとともに、適合すると認めたときは、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

2 助成金は、前項の規定による助成金の確定後において交付するものとする。

3 交付決定者は、助成金の支払いを受けようとするときは、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（助成金決定の取消し及び返還）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に当該助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 助成金交付決定内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (2) 助成対象住宅を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成対象住宅を入居から5年以内に町長の書面による許可なく第三者に売却又は賃貸したとき。
- (4) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (5) その他町長が相当と認める事由があるとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとし、既に助成金が交付されているときは、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金返還命令書（様式第10号）により期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、この規則の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付申請書

年 月 日

枝幸町長 様

住 所
申請者 氏名（自署）
電 話 番 号

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付規則第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり助成金を申請します。

なお、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金申請内容確認のために必要があるときは、町税等の納付状況、他の補助制度等の利用状況及び審査に必要な内容等について、関係課から提供を受けることに承諾します。

記

- 1 交付申請額 円
(子育て世帯等省エネ性能住宅100万円、町内業者施工100万円、地域材利用50万円、住宅用太陽光発電システム設置50万円、転入者の新築等50万円)
- 2 事業着手及び完了の予定期日
着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 3 転入年月日 年 月 日
(町外からの転入者のみ)

(添付書類)

- ・申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- ・町内に住所を有しない場合は、所在地の市町村税の滞納がないことの証明書
- ・定住誓約書（様式第2号）
- ・第三者機関による証明書等の写し（設計住宅性能評価書又はBELS評価書等）
(断熱等級における等級5以上、一次エネルギー消費量等級における等級6以上)
- ・配置図、各階平面図

様式第2号（第6条関係）

定住誓約書

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金の交付申請に当たり、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付規則（以下「規則」という。）を遵守し、5年以上枝幸町に定住することを誓約するとともに、規則第11条の規定により助成金の交付決定の取り消し等を受けた場合には、返還命令に従い助成金を返還いたします。

年 月 日

枝幸町長 様

住 所
申請者 氏名（自署）
電 話 番 号

様式第3号（第7条関係）

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

枝幸町長

年 月 日付で申請のあった枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付規則の規定に基づく助成金については、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 却下の理由

（留意事項）

- ・助成事業の執行を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければなりません。
- ・助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- ・この助成金の交付決定後における事情の変更により特別な必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- ・助成事業に係る新築等が完了したときは、速やかに実績報告書に必要な書類を添えて町長に提出しなければなりません。
- ・助成事業に係る新築等が完了したときは、引渡し前におおむね2日間以上の内覧会を一般町民向けに実施しなければなりません。

様式第4号（第8条関係）

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付変更・中止（廃止）申請書

年 月 日

枝幸町長 様

住 所
申請者 氏名（自署）
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた助成金について、
枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付規則第8条の規定に基づき、次のとおり変
更・中止（廃止）を申請します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 変更交付申請額 円
- 3 変更・中止（廃止）の理由

様式第5号（第8条関係）

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付変更・中止（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

枝幸町長

年 月 日付け枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金変更・中止（廃止）申請を承認し、年 月 日付 第 号で交付決定した助成金について、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付規則第8条の規定により、交付の決定を次のとおり変更します。

記

変更後の助成金の額は、次のとおりです。

- ・変更前 円
- ・変更後 円

様式第6号（第9条関係）

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付実績報告書

年 月 日

枝幸町長 様

住 所
申請者 氏名（自署）
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号をもって助成金の交付決定を受けた、枝幸町次世代住宅建設支援事業が完了したので、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付規則第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 事業着手及び完了の予定期日
着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 3 転入年月日 年 月 日
(町外からの転入者のみ)

助成金振込先

(添付書類)

- ・工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
- ・地域材産地証明書、購入材数量内訳書の写し（助成対象に限る。）
- ・太陽光発電システムの設置が確認できる写真及び電力会社との電力受給契約確認書の写し（助成対象に限る。）
- ・建築基準法に規定する検査済証の写し
- ・住宅の登記事項証明書

様式第7号（第10条関係）

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

枝幸町長

年 月 日付けで提出された枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付実績報告書について、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付規則第10条に基づき審査した結果、次のとおり助成金の額を決定したので通知します。

記

- 1 助成金の交付決定額 円
- 2 助成金の交付確定額 円

様式第8号 (第10条関係)

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付請求書

年 月 日

枝幸町長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で助成金の交付額確定の通知があった枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 助成金交付請求額 円

2 助成金振込先

金融機関・支店名	
口座種別	普通 ・ 当 座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第9号（第11条関係）

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

枝幸町長

年 月 日付け 第 号で交付決定した助成金について、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付規則第11条の規定により、次のとおり交付の決定を取り消します。

記

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

様式第10号（第11条関係）

枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金返還命令書

第 号
年 月 日

様

枝幸町長

年 月 日付け 第 号で交付決定の取消しの通知をした助成金について、枝幸町次世代住宅建設支援事業助成金交付規則第11条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還すべき金額
- 2 返還期限
- 3 返還を命ずる理由
- 4 助成金交付決定額
- 5 助成金交付確定額
- 6 助成金既交付額